

再考・今小路西遺跡出土の古代木簡

押木弘己（文化財課調査担当者）

はじめに

前号[押木 2019]に続き、今小路西遺跡（市立御成小学校地点）で発見された古代の鎌倉郡家に関する資料を再検討する。今回は郡家政庁の南西部で検出された「天平五年」（733）銘の1号木簡を主対象として論点整理を進めるが、その前提として神奈川県下で出土した古代木簡についても近年の研究成果に照らしながら概要を述べておきたい。

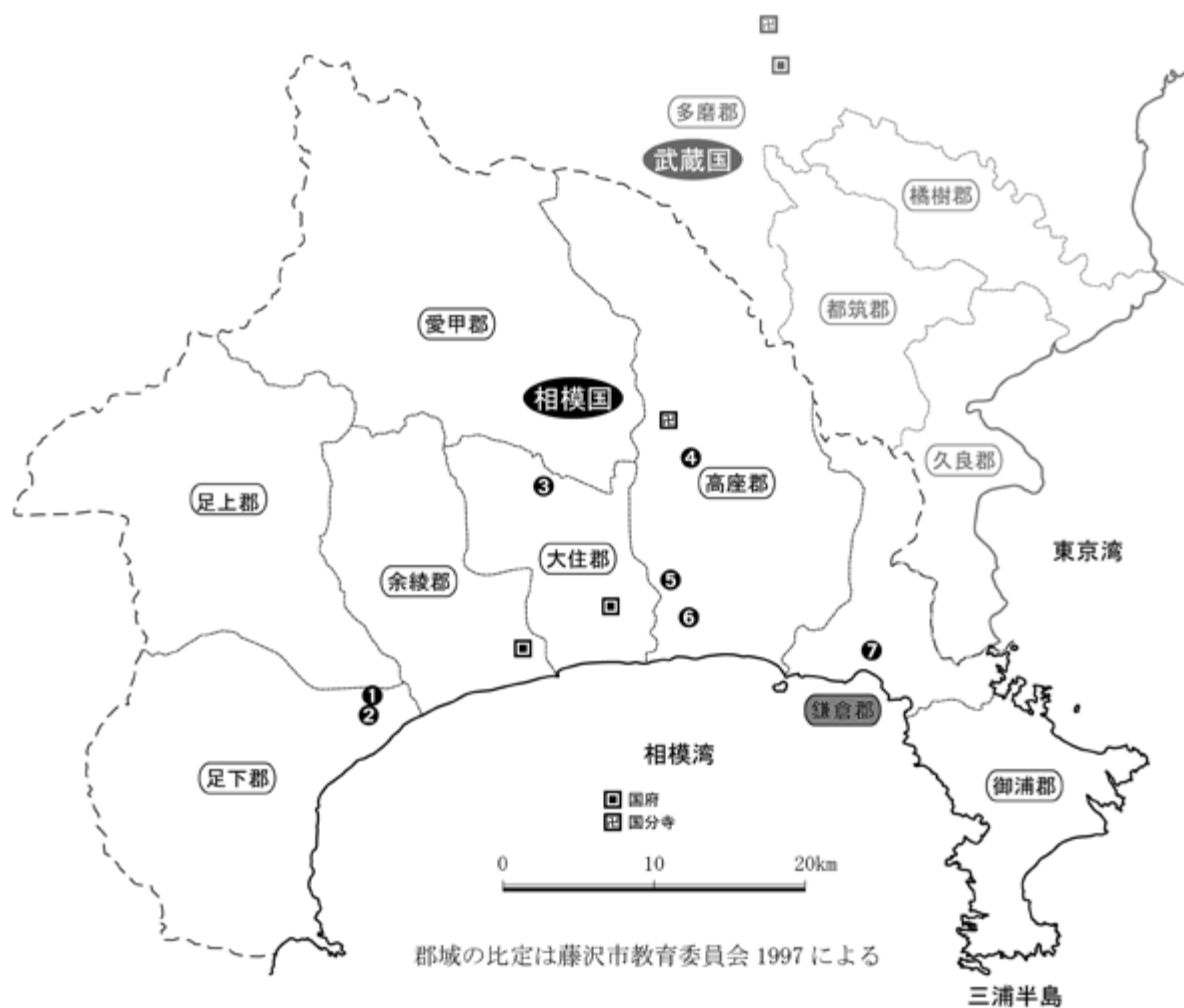


図 1 神奈川県下の古代木簡出土遺跡

表 1 神奈川県下の古代木簡出土遺跡

No.	遺跡名	所在地	遺跡の性格	点数	出典
①	下曾我	小田原市永塚	相模国足下郡家周辺	4	國學院大學考古学資料室 1973
②	千代南原	小田原市千代	相模国足下郡家・寺院周辺	2	小田原市教育委員会 2008
③	西富岡・向畑	伊勢原市西富岡	相模国大住郡 集落	1	新開 2014
④	宮久保	綾瀬市早川	相模国高座郡 集落	1	神奈川県立埋蔵文化財センター 1990
⑤	下寺尾北B	茅ヶ崎市下寺尾	相模国高座郡家・寺院周辺	1	香川・下寺尾遺跡発掘調査団 2005
⑥	本村居村B	茅ヶ崎市本村	相模国高座郡 水田	6	神奈川県地域史研究会編 1989、茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 2013
⑦	今小路西	鎌倉市御成町	相模国鎌倉郡家	2	鎌倉市教育委員会 1990

下曾我・千代南原・西富岡・向畑・宮久保・下寺尾北B (①~⑤)・今小路西遺跡 (⑦)

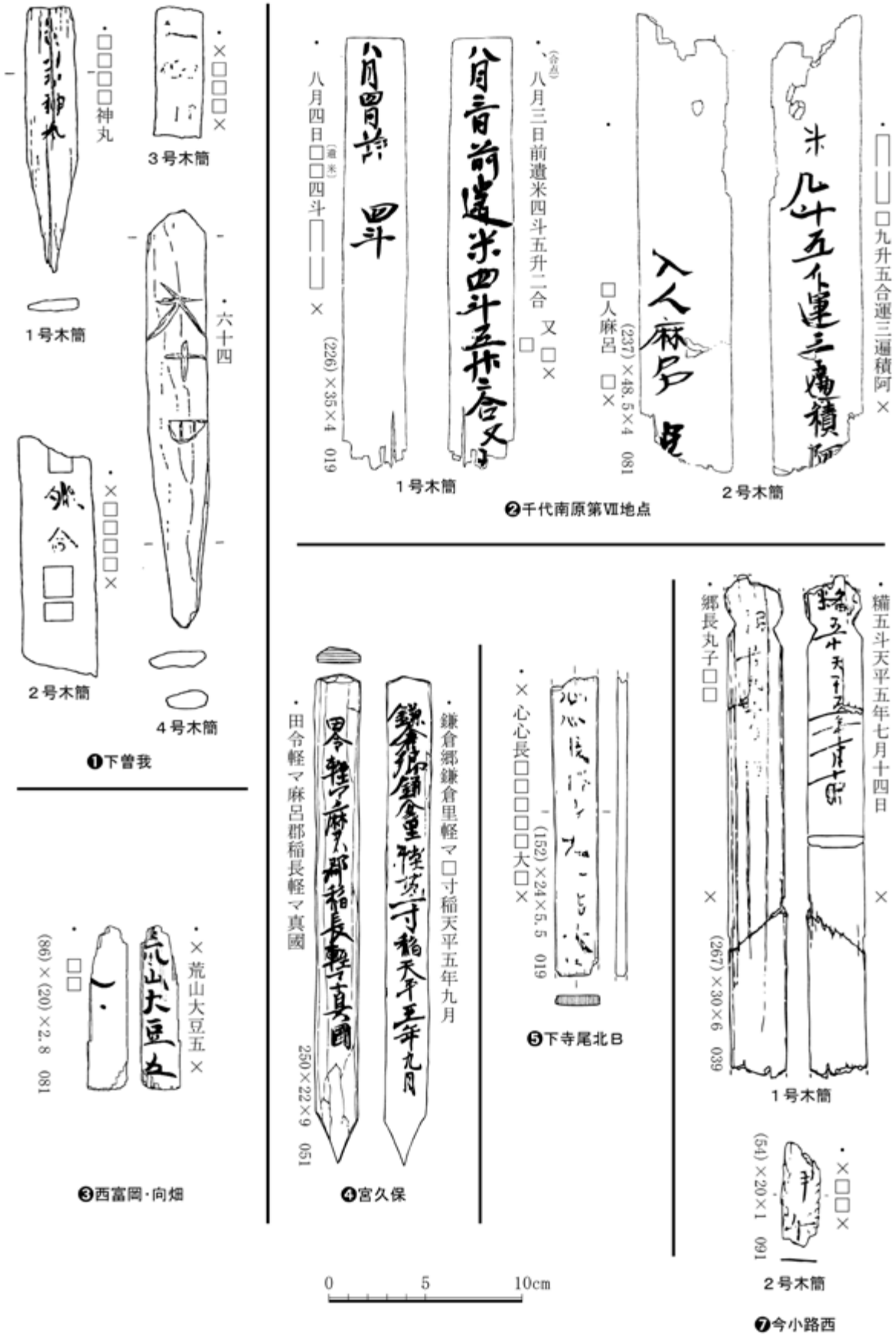


図 2 神奈川県下出土の古代木簡 (1)

⑥居村B遺跡

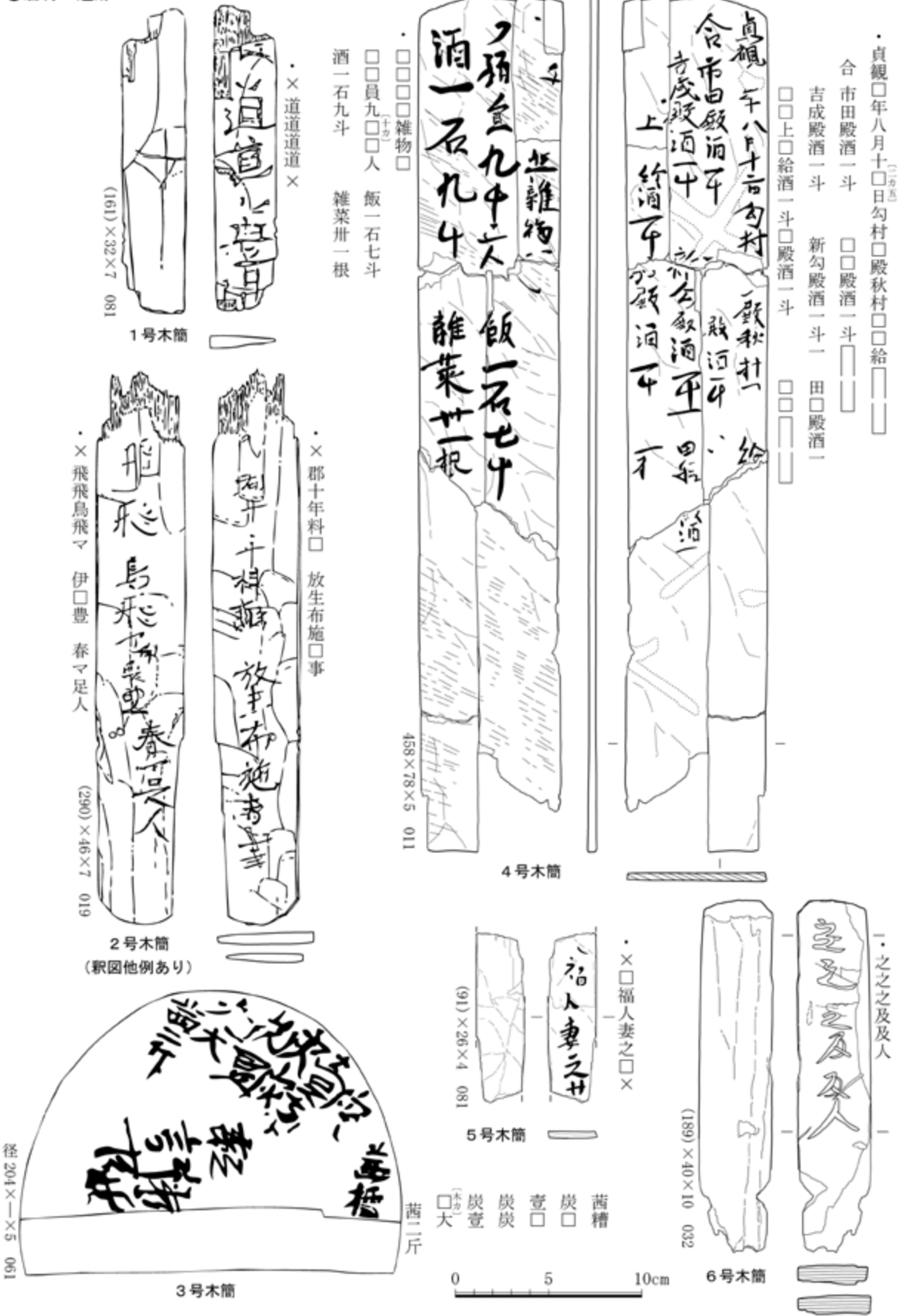


図3 神奈川県下出土の古代木筒(2)

1. 神奈川県下出土の古代木簡—近年の研究動向を中心に—

図 1・2 と表 1 には、神奈川県下で出土した古代木簡を示した。これまでに 7 遺跡 17 例が確認されているが、現時点では相模国域での出土に限られている。

御成小学校地点で古代木簡が発見されたのは 1985 年のことだが、同じ頃、神奈川県下では古代木簡の出土が相次ぎ（1983 年の綾瀬市宮久保遺跡と 1988 年の茅ヶ崎市居村 B 遺跡）、その度にシンポジウムが開催されて研究は活況を呈した〔神奈川県地域史研究会編 1984・1989・1990〕。

④の宮久保木簡も「天平五年」の紀年銘を持ち、かつ「鎌倉郷鎌倉里」に属する人名や郡司の下役である郡雑任の職名、稲の出納に関わる文言などが記載され、鎌倉郡から西隣の高座郡にある宮久保遺跡まで稲が運ばれたことが読み取れる。とりわけ税・地方財源としての稲が郡堺を越えて移動している点は重視され、宮久保遺跡近傍に相模国府が存在したのではないかとする意見も提起されたが、その後の約 30 年にわたる発掘成果の蓄積によって 8 世紀の相模国府は大住郡城となる平塚市四之宮地区に所在したことが確定的となり、また同時期の高座郡家も茅ヶ崎市下寺尾で発見されていることから、郡家間の移動という見方も成り立たなくなっている。ただし、広大な郡域を統べるには下寺尾の郡家では南に偏り過ぎているため、郡内の各地に郡家機能を補う別院が点在していたことは考えて良いだろう。大上周三氏は下寺尾における高座郡家発見を踏まえ、郡領氏族である壬生直氏の伝統的在地有力者としての側面を重視し、彼らの一拠点であった宮久保や周辺集落に同氏所有の借倉・借屋の存在を想定している〔大上 2011〕。郡司という律令官人としての公的性格とともに、相模国造から系譜を引く伝統的在地豪族としての私的側面が表裏一体であったとする理解であり、こうした多面的かつ重層的な地域支配構造の中で郡域を越えた稲の移送が行われた可能性を指摘した点、国府や郡家遺跡の発見がもたらした新たな研究視点として評価すべきであろう。

⑥の茅ヶ崎市本村居村 B 遺跡では断続的な発掘調査によって、これまでに 6 点の古代木簡が出土している。最初は 1988 年の調査時に 2 点が発見され、次いで 1993 年に 1 点、2012 年の調査では 3 点が出土して発見順に 1～6 号木簡の名称が付されている。2 号木簡は「放生」木簡として著名で、「□郡十年料」を「放生布施」として支出した際の記録簡と評価されている。「□郡」は高座郡に当てられ、郡家に関与した公的祭祀として放生会が斎行されたとする理解が大勢的である。「十年」については、発見当初には天平十年説（738）に置く意見が強かったように思うが、伴出土器の様相から平安時代に位置付ける見方も示されていた〔神奈川県地域史研究会編 1989〕。2012 年に出土した 4 号木簡は「貞観□年八月十□日」という日付から放生会との関連が指摘され、この斎行にともなう饗宴に際し大量の「酒」「飯」「雑菜」が「吉成殿」など地域有力者に支給されたことを書き残した帳簿（原簿）という評価が与えられている。この出土にともない、2 号「放生」木簡にも再び検討が加えられることになる。2 号木簡には 1989 年と 1994 年に作成された 2 枚の積図があり、その最大の違いは「□郡」における「□」部分の墨痕である。積文自体は両者ともに「□郡」で変わらないが、筆者は 1994 年の積図〔荒井 1994〕と 4 号木簡の「貞観」とに近似性を見出して 2 号木簡も「貞観十年」（868）と読める可能性を指摘し〔図 4・押木 2018〕、その前提として伴出土器型式に基づく年代的検討も行った〔押木 2015〕。拙論が受け入れられるのであれば、郡（高座郡家）が放生会に関与したとする解釈にも再考の余地が生じることになる。この点、旧暦における「八月十□日」を放生会だけでなく秋の収穫を祝う農事

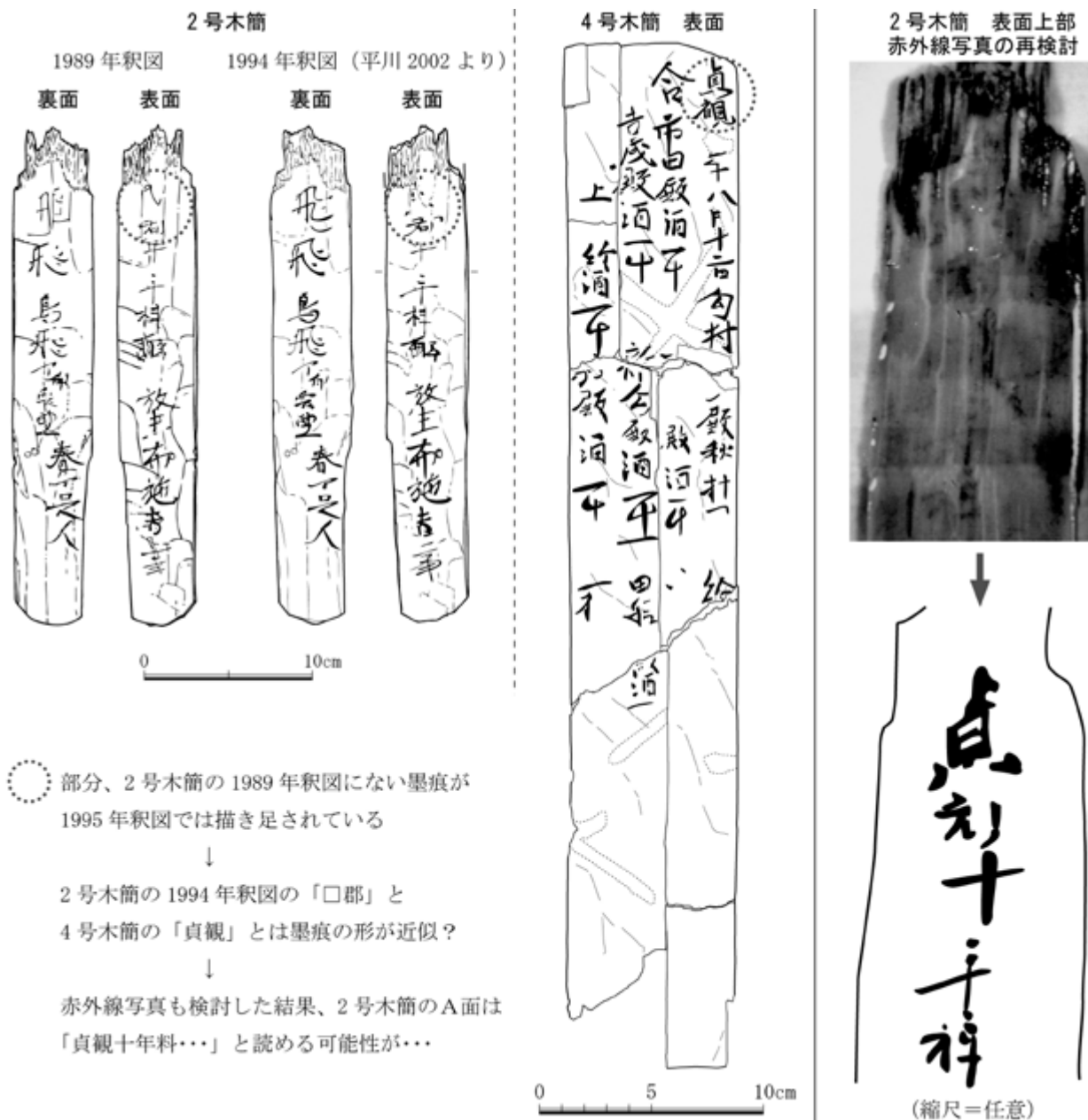


図4 茅ヶ崎市居村B 遺跡 2・4号木簡 [押木 2018 より改変後転載]

祭との関連でも考えられないかと述べ、居村B遺跡自体が古代の水田であったことも論拠とした [押木 2014]。これに対して、笹生衛氏や鈴木靖民氏は自然災害などの社会不安が打ち続いた貞観年間、この収束を願う国家的祭祀として郡家関与の下、多くの在地有力者層が参加して放生会や饗宴が催されたとする立場を取る [笹生 2014、鈴木 2015]。国家主導か在地の自主的営為かという、歴史解釈に対するスタンスは異なるが、祭祀・饗宴が地域社会において共同体秩序の維持や再構築という役割を果たし、結果として支配体制の安定に少なからず寄与したことは認めて良いだろう。2号木簡について、両説に积文の違いはあるものの、ともに貞観年間の所産品と見なしている点では共通しており、今や天平十年説を積極的に表明する意見は見えてこない。であれば、発見当時に天平説の根拠とされた裏面の部姓表記や、今小路西木簡・宮久保木簡との書体の相似性についても、30年が経過した現在の研究水準に照らした検証作業が求められる。

このように新たな発見や研究の進展にともない出土当時の解釈が変更した木簡は多く、発見

から 30 年も経過したのであれば当然のことである。そこで次章以下、本題である今小路西遺跡 1 号木簡について、新たな関連資料も参照しながら再検討を試みたい。まずは出土遺跡である古代鎌倉郡家の概略と、1 号木簡の出土状況を確認しておく。

2. 今小路西遺跡（御成小学校地点）の古代鎌倉郡家と 1 号木簡

（1）古代鎌倉郡家の構造と変遷

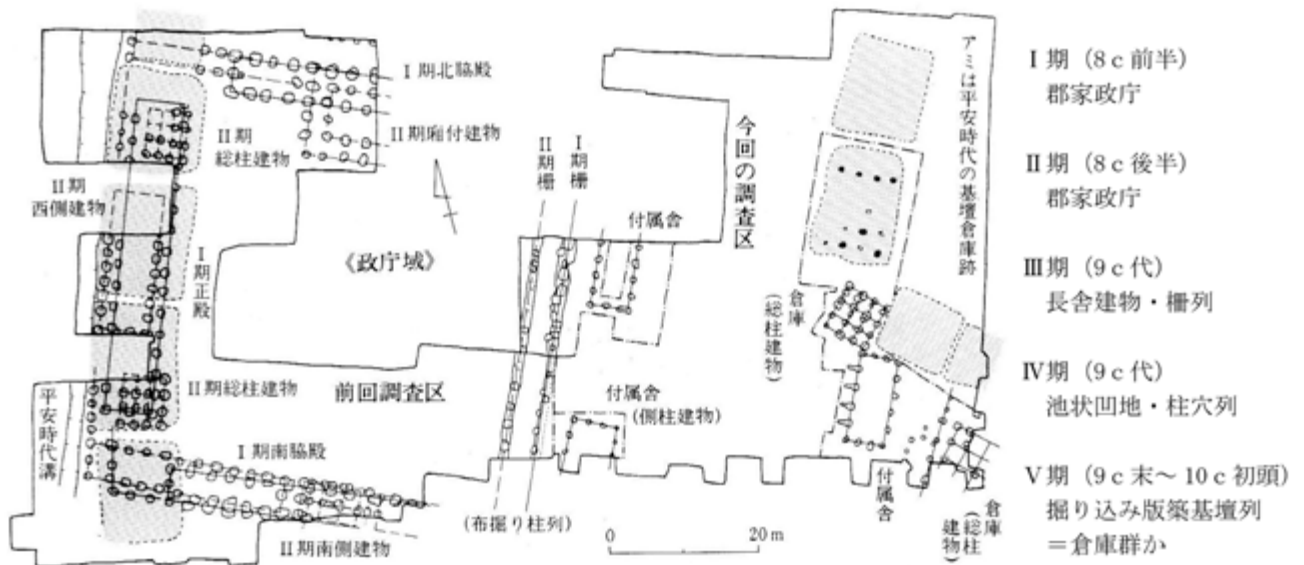
図 5 には、今小路西遺跡（御成小学校地点）の古代遺構全図（a）と、1・2 号木簡の出土状況（b）を示した。a 図は第 5 次調査時の検出遺構も含めたものだが、現時点では概要報告が刊行されたのみで [鎌倉市教育委員会 1993]、各遺構の帰属年代や出土遺物の様相・構成を具体的に知ることはできない。前号からの繰り返しとなるが、いち早い正式報告書の刊行が望まれる。b 図からは、1 号木簡がⅠ期とⅢ期双方の遺構から出土していることが見て取れる。無論、両時期の遺構群は重複関係にあり、木簡が出土した柱穴は平面的に同位置にある。この点については、後節で詳述する。

以下、既刊行分の調査報告書 [鎌倉市教育委員会 1990] に基づいて、古代遺構群の構造と変遷について概略を説明するが、最近の拙論で研究動向の現状認識をまとめたので [押木 2020]、引用・掲載する。

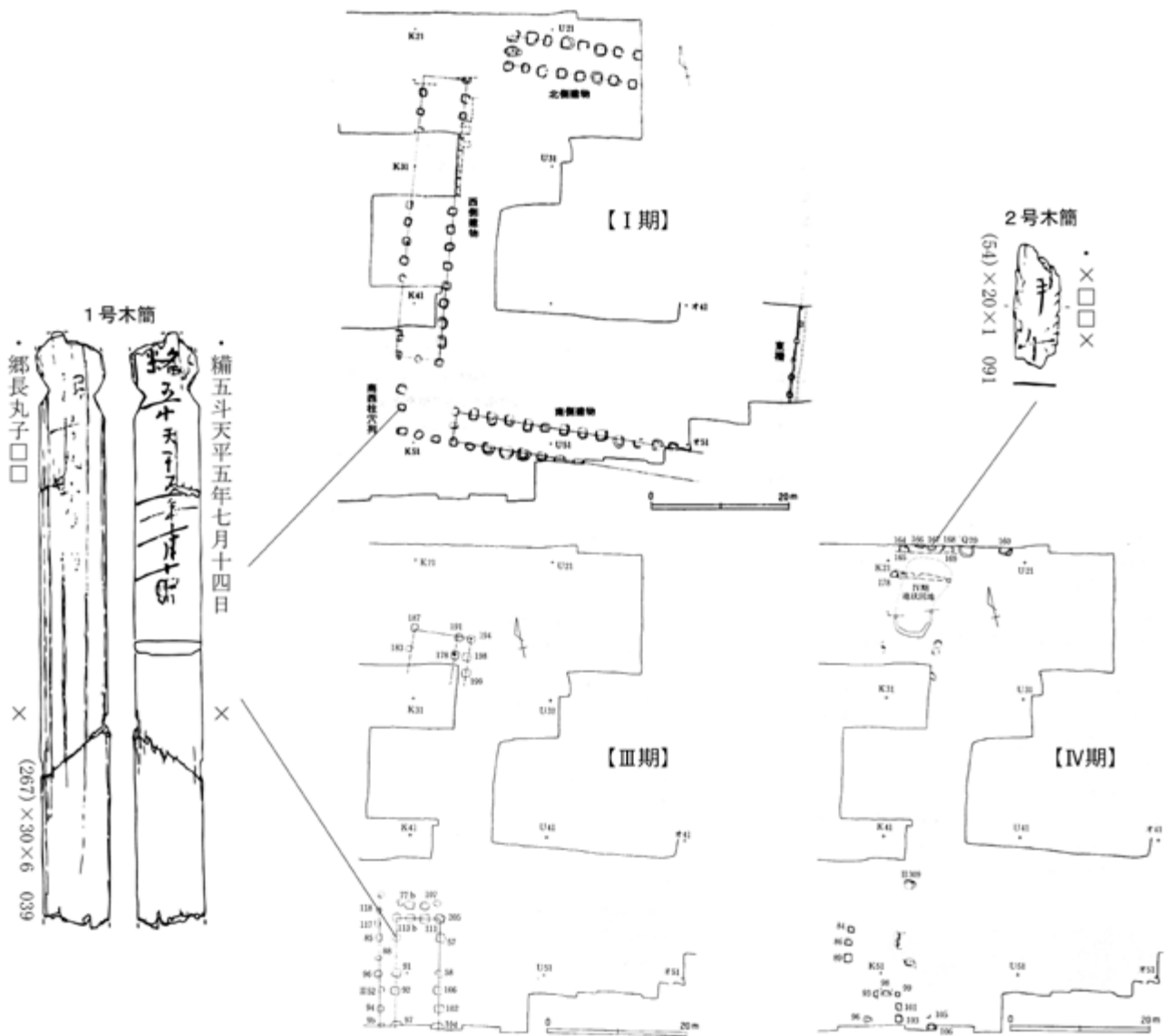
古代Ⅰ期は 8 世紀前半で、「口」字形に配置された掘立柱建物が検出されている。50m 四方の広場（庭）を囲む格好で西辺と南北辺に長舎を配し、東辺には柵列（板塀か）を設けている。入り口（門は）確認できていない。西辺建物の柱間が他の建物より広く、また東辺が柵列であることから、西に正殿、南北に両脇殿を配した東面する政庁（郡庁）と考えられている [大上 2009]。西辺と南辺の長舎は柵列で連結しており、この柱穴（柱抜き取り穴）から「天平五年」銘の 1 号木簡が出土している。

古代Ⅱ期は 8 世紀後半とされ、引き続き「口」字形の掘立柱建物群が展開する。東辺は柵列のまま変化ないが、北辺中央に廂付き建物（おそらく四面廂）が置かれ、南辺中央に門が対面する。西辺では中央の大型建物の両脇に 3×3 間の総柱建物が配され、Ⅰ期に比べ多様化した建物構成を見せるようになる。北辺廂付き建物の身舎は 5×3 間と想定され、正殿と考えて良いだろう。他方、西辺の総柱建物は楼閣風に復元する見方があるなど、東からの見え方も意識されていたようだ。西側背後には比高差 30m の「御成山」が切り立っており、これと一体化した配置を取ることで在地社会における象徴性を高める効果が企図されたのかもしれない。Ⅱ期建物の柱穴には直径 30cm を超える柱材が残され、続くⅢ期には再利用する必要がなかったことを物語っている。

古代Ⅲ期は 9 世紀と考えられ、これ以降は「口」字形の建物配置が見られなくなる。Ⅰ・Ⅱ期政庁の西辺位置に大型の掘立柱建物 2 棟が並ぶが、明確な建物はこれのみであり、郡家の空間構成が一変した状況が見て取れる。大型建物の柱穴うち 1 基はⅠ期南西柵列の柱穴と同位置にあり、ここから 1 号木簡が出土している。



a. 古代 I ~ V 期全体図 (第 5 次調査分含む、鎌倉市教育委員会 1993)



b. 木簡出土遺構 (鎌倉市教育委員会 1990 掲載図を改変)

図 5 今小路西遺跡 (御成小学校地点) の古代遺構群と木簡出土状況

古代Ⅳ期も9世紀代とされ、柱穴列はあるものの明確な建物は復元できていない。旧政庁跡の北西角付近では、池状の窪地が確認されている。底面に針葉樹の樹皮が多量に溜まっており、屋根に葺かれていたものが解体に際して廃棄された可能性が考えられている。柱穴列の正確な帰属時期は不明とされているが、Ⅴ期基壇よりは確実に古い遺構である。このうちの1基から墨痕の残る木簡削り屑（2号木簡）が出土しているが、文字の判読はされていない。

古代Ⅴ期は9世紀末～10世紀初頭とされる。Ⅳ期での閑散とした遺構展開からは一転、旧政庁の西辺建物と同位置に掘り込み・版築基壇をともなう礎石建物が少なくとも5基、南北に建ち並ぶようになる。礎石は中世の削平によって部分的にしか残っていなかったが、総柱建物を構成していたものと推測されている。基壇列の西側には南北溝が沿うように走り、この埋土中で出土した灰釉陶器や、基壇構築土中から出土した土師質土器（ロクロ土師器）の様相をもとに上記の年代観が与えられている。Ⅱ期政庁が廃絶してから100年近い年月を隔て、また一般に郡家遺跡が不明瞭となるこの時期にあっても「御成山」を背にした建物配置へのこだわりが見えるようで興味深い。おそらく倉庫であったろう、これら基壇持ち建物群の経営主体についても所産時期に即した考察が求められる。

以上で述べた年代観は報告書などで調査者が示したものだが、これに対し、遺物様相や他の郡家遺跡の状況を参考とした年代観が國平健三・山中敏史・大上周三の各氏によって示されている〔國平・河野 1988、山中 1994、大上 2009〕。大上氏の検討は高座郡家の発見と報告を踏まえたものであり、その時点での最新の研究成果を取り入れている。その要旨は、①Ⅰ期政庁の創建年代を7世紀末～8世紀初めに位置付け、②Ⅱ期政庁への建て替え時期を8世紀中頃に置いて9世紀前半には廃絶したとする。筆者も①については賛同するが、②のⅡ期政庁の廃絶時期については建物の耐久期間なども考慮し8世紀末頃まで遡る可能性を考えている。事例増加を踏まえながら、逐次検討を重ねて行くべき課題といえよう。

（2）1号木簡の出土状況

Ⅰ期政庁の年代観について、南西柵列の柱抜き取り穴から出土した「天平五年」（733）銘の1号木簡を根拠として、この年紀以降にⅠ期建物が解体されたとする説明がされてきたが、前節で述べたように報告書では出土柱穴がⅢ期建物に関わる可能性も示唆されている〔605頁〕。刊行から30年を経た現在では捨象されがちな記述であるが、1号木簡はⅠ期年代観の論拠として不確定要素を含んでいる事実は覚えておくべきであり、これをⅠ期の年代根拠に用いるとしても、この点を明示する必要があるだろう。1号木簡は墨痕が非常に薄く不鮮明であることから、使用直後の廃棄から一定期間を経た後に柱穴内に埋もれた可能性も考えられ、その間、土砂とともに何回かの移動をともなっていたことも推測できる。決め手には欠けるが、最終的な埋没地がⅢ期柱穴であったとしても矛盾はないように思う。

また、報告書では1号木簡自体が調査時に原位置から動いてしまっていることも述べており〔587頁〕、この点も留意しておく必要がある。Ⅴ期基壇を可能な限り保存しながらⅠ～Ⅳ期遺構群の調査と復元案の提示が行われている事情を鑑み、再調査などを通じて将来的には解決すべき課題として認識しておかなければならないだろう。

(3) 1号木簡の内容

次に、1号木簡の内容について、これまでに示された論点を整理しておく。調査者の見解によれば、表面の記載内容から「糲五斗」が「天平五年七月十四日」に鎌倉郡家に納入された際の付札と考えられており、裏面の記載内容から、納入側の責任者が郡内某郷の「郷長丸子□□」なる人物であったと解釈されている[河野 2009]。ただし報告書では、古代史の研究者から諸説が出されていた当時の研究動向を踏まえ、調査団独自の解釈は明示せずに出土の事実を述べるにとどまっている[588頁]。

「糲」(ほしいい)は蒸した米飯を乾燥させた保存食であり、非常時に支出された。令の規定によれば保存期間は20年で、国(国衙)が管理する「国儲糲」と軍団管轄下の「兵儲糲」とに大きく分かれていたという。諸国正税帳の内容から全国各地で保管されていたことが知られるものの畿内諸国には備えがないことから、飢饉・疫病対策のためではなく軍事行動を支える兵士の食糧という性格が想定されている[松尾 1990・1994]。

「郷長」(ごうちょう・さとおさ)は文字通り郡内に置かれた各郷の代表であるが、上位職の郡司とは異なり律令官人としての立場は持たず、また郡家のような定型化した官衙施設ではなく在地有力者たる郷長自身の居宅がある種の役所機能を担ったとされる。「郷」は7世紀の評制下における「五十戸」から続く地方の末端行政区画であり、天平五年(733)時点では郷里制下にあり2~3程度の「里」(こざと)を含んでいた。史料上、8世紀の鎌倉郡には鎌倉・尺度・荏草・方瀬・沼浜の少なくとも5ヶ郷が存在したことが知られている[綾瀬市宮久保遺跡出土天平五年銘木簡(733)、相模国天平七年封戸租交易帳(735)、正倉院御物天平勝宝元年銘古裂(749)]。1号木簡は、これら諸郷のうち某郷の郷長が丸子姓であったことを示し、加えて、その職掌を具体的に窺わせる貴重な出土文字資料である。

話を1号木簡の解釈に戻したい。松尾光氏は、兵士が自備した糲を軍団の倉庫に納入した際の付札と考え、その負担を兵士が徴発されない家々で分け合い、各郷がその単位であったと推測した。郷長は、その取り立てと軍団倉庫への納入の責任者であるとする。その一方で松尾氏は、鎌倉に軍団が所在した史料上の根拠がないことにも触れ、また本来兵士が自備すべき糲の量は五斗でなく六斗であったことを述べ、持論の難点として認めている[松尾 1990・1994]。

鈴木靖民氏は、郡家正倉に貯蔵されていた稲粃を脱穀して白米にし(舂米)、その上で「糲」まで完成させて倉に納めた際の付札と考え、「郷長丸子」某を製造~納入の責任者と解釈する。木簡は糲が倉から支出された際に廃棄されたものと考え、それは天平九年(737)の出羽国出征という軍事行動にともなう可能性が高く、東北経営の兵站・補給機能を担った相模国など古代東国の特殊性を重視すべきと述べている。松尾氏の軍団兵儲説に対しては、鎌倉に軍団が所在したことを示す史料上の根拠がないことから否定的な立場を取っている[鈴木 2014]。松尾・鈴木両氏とも軍事という国家経営の視点で鎌倉という東国の在地社会を論じているが、1号木簡の記載内容、そして郡家という出土遺跡の性格を考慮すれば当然のことかもしれない。

図6には、松尾氏が作成した各説の概念図[松尾 1994]を一部改変したものを示した。

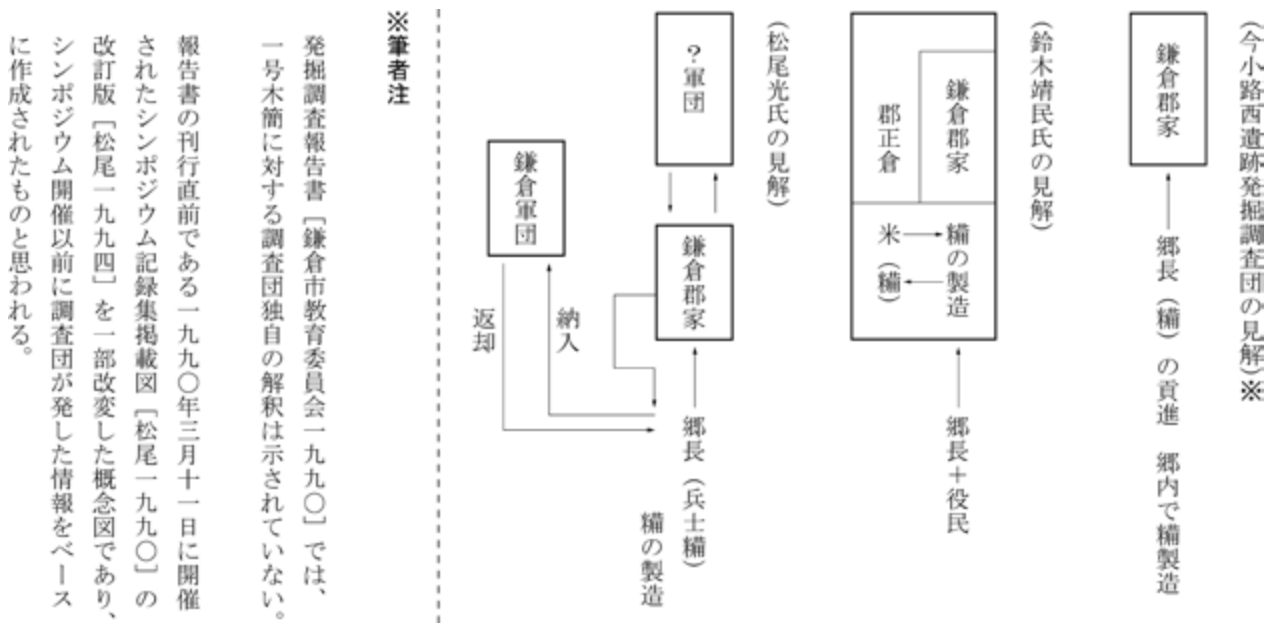


図6 1号木簡の諸見解 [松尾1994より引用、一部改変]

3. 1号木簡の再検討

前章で示した松尾・鈴木両氏の所見は、ともに古代国家における東国の軍事的役割を重視しており、文献史学の立場から綿密な検討が重ねられた成果である。それ故か木簡の行間を多分に読み取った解釈という印象も受け、門外漢である筆者には当否の判断は付け難い。考古学的情報に抛る限り、某郷から鎌倉郡家の正倉に糶が納入され、その責任者が郷長丸子某であったとする調査者の見解 [河野 2009] が最もシンプルで理解しやすい。郡家正倉は主に稲穀を保管した倉庫群で、天平年間の諸国正税帳からは収納物や支出目的、建物構造の違いにより穀倉・穎倉・穎屋・義倉・糶倉などに区別されていたことが分かる [表2、奈良文化財研究所 2004]。糶倉は文字通り糶の貯蔵施設であり、同じ時期における各国の状況を参照すれば、鎌倉郡家の正倉にも設置されていた可能性は十分に考えられる。

以下では、郡家への糶納入を示唆する新たな出土事例を紹介したい。

駿河国有度郡家との関連が想定される静岡市駿河区ケイセイ遺跡では、2006・2008年度に実施された第7・8次調査で古墳時代後期～平安時代の掘立柱建物や自然流路が検出され、奈良～平安時代の木簡29点が出土している。このうち4点は建物の柱穴から、残る25点は自然流路が埋没した低湿地からの出土である [天石 2008・2009]。その後、一昨年までに木簡の出土点数は31点にまで増え、墨書土器は113点を数えるという [小泉 2018b]。

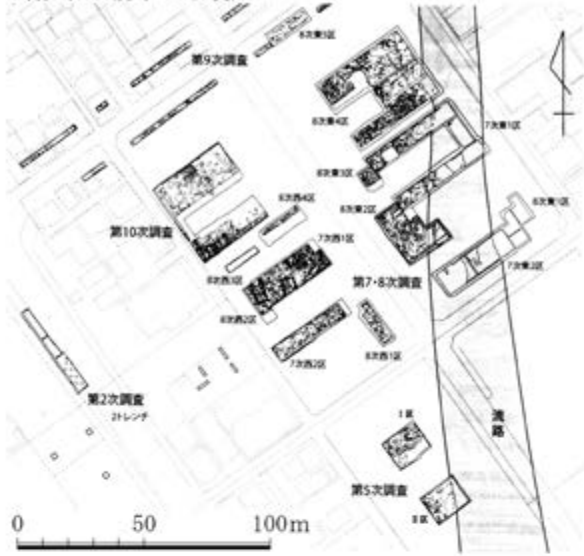
検出された古代の遺構群は5時期に大別され、0期が6世紀末～7世紀初頭、1期が7世紀前半～末、2期が8世紀、3期が9世紀代、4期が10世紀前半頃と考えられている。このうち1・2期で多数の遺構が検出され、1期では12～29°西偏する建物の主軸方向が2期には正方位指向へと変化する (図7左)。2期では平面積52㎡ほどの総柱建物2棟など大型掘立柱建物群が検出され、正倉を含む郡家の盛行期と評価されている。続く3期にはまとまった建物がなく別エリアへ移動したことが想定され、多数の木簡が出土した自然流路SR01は当該期に埋没が進んだとされる [小泉 2014]。

表 2 正税帳にみえる正倉の種類 [奈良文化財研究所 2004 より引用]

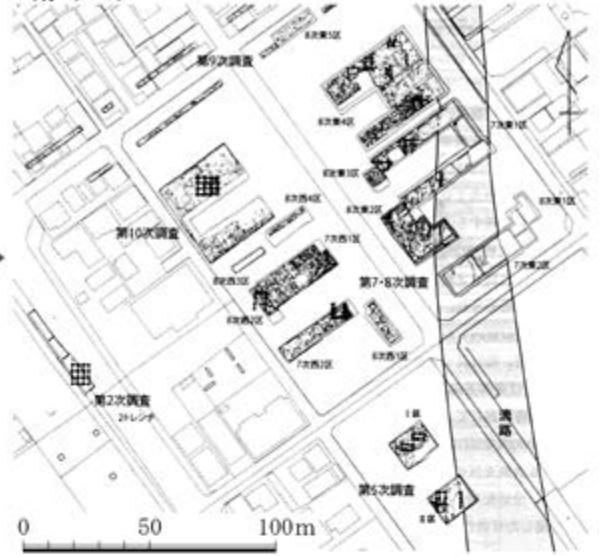
国名 (年度)	郡名	総数	不動穀倉	動用穀倉	穎倉・ 穎借倉	雑色稲 納倉	空倉	稲倉・ 稲借倉	義倉・ 借納義倉	粟倉・ 粟借倉	穀屋・ 穀借屋	穎屋・ 穎借屋	空屋	穀倉下	穎倉下	
大倭 (730)	(全部)	141	2	32	23	84										
	平群	6		1	2	3										
	十市	8		1	1	6										
	城下	16		4	3	9										
	山辺 添上	8 16	1	1 3	1 5	5 8										
尾張 (730)	(全部)	168	64	26	63?	15										
紀伊 (730)	(全部)	91	19	21	24	17	7		2	1						
越前 (730)	(全部)	343	41	88	85		63	20			8	34		1	2	1
	敦賀	16	2	7	3		3	1								
	丹生	51	9	13	8		16	4							1	
	足羽	54	6	15	11		18	4								
	大野	59	4	13	22		4	2			3	9		1	1	
	坂井	64	10	18	12		5	3			2	13				1
尾張 (732)	(全部)	54	15	4	6	16	5	5	3							
	智夫	12	3	1	2	4		2								
	海部	12	5	1	1	3		1	1							
	周吉 役道	17 13	5 2	1 1	1 2	5 4	3 2	1 1	1 1							
尾張 (734)	知多カ	33	7	6	6		4	1				5	1		3	
周防 (734)	某郡	28	6	5	15			1					1			
	吉敷	35	14	3	16			1					1			
摂津 (736)	東成カ	10	3	3	2			2								
薩摩 (736)	出水カ	15		1	13			1								
	高城カ	10	1	1	6カ			1				1カ				
	薩摩カ	6		1	4カ							1カ				
長門 (737)	(全部)	207	41	58	69		31	8								
豊後 (737)	日田	19	5	3	8			3					1			
	球珠	19	5	5	7			2					1			
駿河 (737)	駿河カ	42	21	2	13			2		1			3			
和泉 (737)	(全部)	68	21	5	14	1	19		1				5	2		
	大島	29	8	2	5	1	11						2			
	和泉 日根	23 16	10 3	2 1	3 6		4 4		1				2 1	1 1		
駿河 (738)	(全部)	250	115	14	57		14	13		7	7		19	4		
	志太	28	13	2	6		2	1		1	1		2			
	有度カ	29	?	?	?		3			1	1		4	1		
周防 (738)	(全部)	166	54	34	43		14	7				10			4	
伊豆 (739)	(全部)	85	26	6	37		12	4								
合計		1790	460	318	511	133	169	69	8	9	15	80	8	2	8	

埋没流路（低湿地）から出土した3・4号木簡は完存ではないものの全長41.6cmを測る大型の木簡で、「白マ郷」から「糶五斗」が進上されたことが記され、その内訳として「丈マ子秦」など郷内の「戸主」らが「五升」つつ負担した状況が窺える。戸主名は表裏合わせて8名程度しか読み取れないが、「五升」×10人＝「五斗」と想定するのが素直な読み方だろう。その場合、50ある郷戸のうち10戸だけが負担している点をどのように理解すべきだろうか。その時々的重要性に応じて糶の製造・抛出が10戸ごとに持ち回りで賦課されたのか、あるいは同じタイミングで郷内の全戸に一律で賦課され、他に同様の木簡4枚が製作されたと考えるべきか、現状では判断が付かない。また、進上の責任者も明確には記されていないが、裏面に1人だけ見える「丈マ里麻呂」をその人と読むべきであろうか。

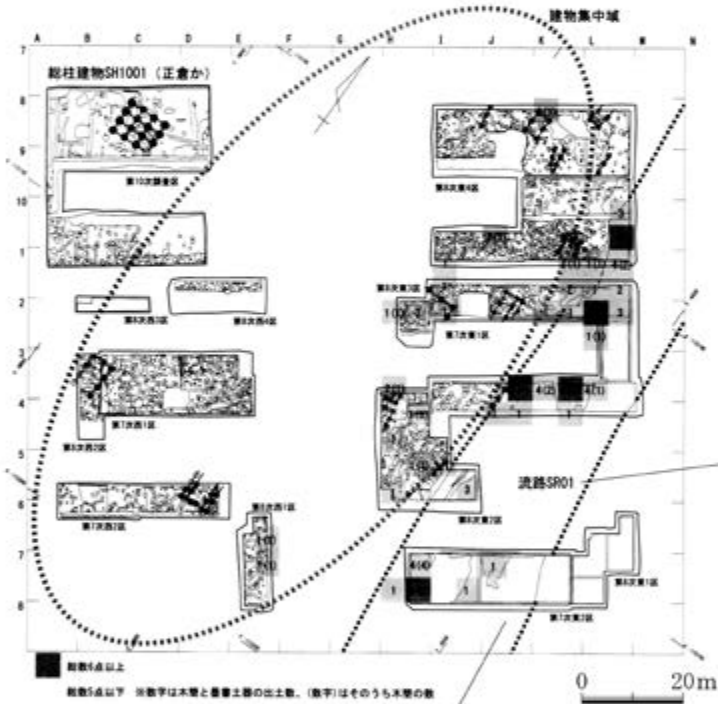
1期 (7c前半~末頃)



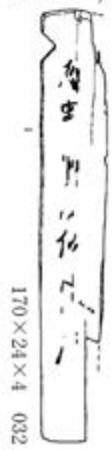
2期 (8c)



[小泉 2014 より引用]



[小泉 2018a より引用]



「大伴里五戸大伴マ依麻呂米五斗」

[地域と考古学の会 2018 より引用]

19号木簡

白マ郷上糺合五斗

戸主丈マ子泰五升

戸主他田臣久須

戸主〇〇〇〇マ〇〇〇〇

戸主丈大市五升

戸主神前臣〇呂五升

〇〇〇〇マ〇〇〇〇



3・4号木簡

丈マ里麻呂

図7 静岡市ケイセイ遺跡と出土木簡

武井紀子氏は舂米や糶製造などの作業を戸単位で負担し、郷単位で取りまとめたという理解を示しているが、一方で『養老戸令』の条文を挙げて「五戸」(=保・五保)が徴発や徴収の単位として機能したことを述べ、ケイセイ遺跡 19 号木簡(図 7 左下)や宮都・地方官衙関連遺跡における「五戸」記載木簡の実例を示して令文規定の実効性を確認している[武井 2018]。であるとすれば、3・4 号木簡に記された戸主(おそらく 10 人)も、各々が「五戸」を代表していたと解釈することはできないだろうか。文献史サイドにおける議論の展開を期待したいところだが、今小路西 1 号木簡を再検討するに際し、郷レベルでの「糶」納入の内実を理解する上で留意すべき資料であることは間違いない。

また、天平十年(738)の駿河国正税帳には、有度郡と推定される郡内の正倉 29 棟のうち糶の貯蔵に関わる施設の存在を見出すことができない(表 2)。筆者にはこのことに対して所見を示すだけの知識はなく、やはり文献史学からの積極的な考察を期待したいところである。

なお、10 世紀前半成立の『和名類聚抄』によると駿河国有度郡には 8 郷が所在するが、白マ(部)郷の名は見られない。同郷が有度郡に属していると仮定した場合、白部郷は同書の編纂・成立以前の郷名であったと理解できる。ケイセイ遺跡の調査担当者は、宝亀元年(770)の光仁天皇(白壁皇子)即位にともない白壁(白部)から『和名抄』記載の真壁郷へと改称されたと推測している[天石 2008]。

おわりに

表 3 には、「糶」と記載された木簡の一覧を掲げた。平城宮の「裏」(か)は糶の収納袋と理解できるという。10 例中 6 例が東北の城柵・官衙遺跡で、秋田城跡における延暦十一～十三年(792～794)銘の事例が目を引く。いわゆる「38 年戦争」など東北経営が緊迫度を高めている最中でもあり、当該期の城柵の動向を探る上で注目される。今小路西遺跡の 1 号木簡とは年代がやや離れているが、こうした各地の事例も参照しながら複眼的に検討を深めていく必要があるだろう。

本稿では近年管見に触れた資料を取り上げるにとどまり、狭い視野で考察を加えたに過ぎない。それでも、1 号木簡発見当時の所説に対し幾許かの新知見を付け加えることができたのではないかと思う。ただし文献史の立場からは受け入れ難い事実誤認もあったかもしれない。大方のご批判を仰ぎたい。

宮都・地方を問わず官衙関連遺跡や出土文字資料の事例は膨大な蓄積があり、今も日々増加している。筆者はそれらを体系化するだけの知識・力量を持たないが、古代鎌倉郡家をめぐる諸問題について検討を重ねるべく、引き続き各地の情報を注意深く見守っていきたい。

(2020 年 1 月 15 日脱稿)

表3 「糶」記載木簡一覧 [奈良文化財研究所ホームページ『木簡庫』を基に作成]

遺跡名	発掘回数 遺構	本文
長岡京跡左京 三条二坊八町	L13 SD1301B	・袋部戸主笠取千国戸口同大唐口〔糶カ〕五斗 ・〇延暦八年十一月十八日
秋田城跡	54 SG1031	・〇〇戸〇糶一半 ・〇年十一月十 〇
秋田城跡	54 SG1031	・最上郡糶二斗 〇 〇人\〇〇〇部〇主 ・延暦十三年五月十九日丸子部〇〇〇
秋田城跡	54 SG1031	・平鹿郡糶五斗延暦十一年〇月廿六日 ・〇書生丈部 〇 \ 〇 〇
秋田城跡	54 SG1031	・〇〇〇〔郡カ〕糶五斗〇〇〇〇〔挾抄檢前カ〕 ・〇延暦十二年〇月廿一日〇〇〇長
秋田城跡	54 SG1031	・壬生虫万呂春米糶五斗 ・〇 年五月十日
平城宮内裏 東方官衙地区	21 SD2700	〇〇〇秦田万呂裏糶米一俵
ケイセイ遺跡	7 田河道 SR01	・白部郷上糶合五斗/戸主丈部子秦五升/戸主丈部大市五升//〇/戸主他田臣久須口/戸主神前臣〇呂五升//戸主〇 〇〇部〇〇〔呂カ〕〇〇〔升カ〕/〇戸主丈部〇〇五升/〇〇〔戸主カ〕〇部〇〇// ・〇 〇 丈部里麻呂
今小路西遺跡	御成小学校1・2 柱穴 66	・糶五斗天平五年七月十四日 ・郷長丸子〇〇
弘田糶跡		←〇〔右カ〕件糶請取閏四月廿六日寺書生仙〇氏監

【引用・参考文献】

天石夏実 2008「静岡・ケイセイ遺跡」『木簡研究』第30号 木簡学会
 天石夏実 2009「静岡・ケイセイ遺跡」『木簡研究』第31号 木簡学会
 荒井秀規 1994「茅ヶ崎市居村放生木簡をめぐって—放生の執行レベルとの関連で—」『茅ヶ崎市史研究』
 18 茅ヶ崎市史編集委員会編
 大上周三 2009「鎌倉郡衙と官衙関連遺跡について」『神奈川考古』第45号 神奈川考古同人会
 大上周三 2011「古代高座郡所在の宮久保遺跡の一考察」『青山考古』第27号 青山考古学会
 押木弘己 2014「居村4号木簡が語る諸相—祭り・饗宴と村の実像—」
 『シンポジウム「居村木簡が語る古代の茅ヶ崎」資料集』茅ヶ崎市教育委員会
 押木弘己 2015「「貞観」紀年銘木簡と伴出土器の様相—茅ヶ崎市本村居村B遺跡出土の古代土器—」
 『考古論叢神奈河』第21集 神奈川県考古学会
 押木弘己 2018「[研究ノート]茅ヶ崎市居村「放生」木簡の年代観をめぐって—発見から30年を迎えて—」
 『考古論叢神奈河』第24集 神奈川県考古学会
 押木弘己 2019「古代鎌倉郡家の“津”をめぐる—考察」『鎌倉市教育委員会文化財部 調査研究紀要』創
 刊号 鎌倉市教育委員会
 押木弘己 2020「神奈川県鎌倉市今小路西遺跡—相模国鎌倉郡家をめぐるとの諸問題—」
 『東国における古代遺跡の諸問題(2)』東国古代遺跡研究会
 小田原市教育委員会 2008『千代寺院跡の実像を探る 発表要旨』
 香川・下寺尾遺跡発掘調査団 2005『香川・下寺尾遺跡群—北B地点・下寺尾廃寺地区・篠谷地区—発掘
 調査報告書』神奈川県立埋蔵文化財センター1990『宮久保遺跡Ⅲ』
 神奈川地域史研究会編 1984『シンポジウム宮久保木簡と古代の相模』有隣堂
 神奈川地域史研究会編 1989『居村「放生木簡」シンポジウムの記録』

- 神奈川地域史研究会編 1990 シンポジウム「御成遺跡にみる“古代の鎌倉”」『神奈川地域史研究』第9号
- 鎌倉市教育委員会 1990『今小路西遺跡（御成小学校内）発掘調査報告書』
- 鎌倉市教育委員会 1993a『今小路西遺跡（御成小学校内）第5次発掘調査概報』
- 河野真知郎 2009「神奈川県今小路西遺跡—相模国鎌倉郡衙—」条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』 雄山閣
- 國平建三・河野一也 1988「奈良時代寺院成立の一端について(1)—相模国鎌倉郡の古瓦を中心として—」『神奈川考古』第24号 神奈川考古同人会
- 小泉祐紀 2014「ケイセイ遺跡と有度郡衙」『静岡県考古学研究』No. 45 静岡県考古学会
- 小泉祐紀 2018a「静岡県内の木簡・墨書土器の出土遺跡」
『東海の地方官衙と木簡—伊場木簡の再評価を中心に—予稿集』木簡学会・浜松市博物館
- 小泉祐紀 2018b「静岡市ケイセイ遺跡」『静岡県と周辺地域の官衙出土文字資料と手工業生産』地域と考古学の会 國學院大學考古学資料室要覧 1973『國學院大學考古学資料室要覧』
- 笹生 衛 2014「放生の信仰と郡衙・寺院・祭祀の景観—葉師経から見た放生・大赦・大祓と高座郡衙の景観—」『シンポジウム「居村木簡が語る古代の茅ヶ崎」資料集』茅ヶ崎市教育委員会
- 新開基史 2014「神奈川・西富岡・向畑遺跡」『木簡研究』第36号 木簡学会
- 鈴木靖民 2015「古代相模の木簡とその意義—小田原市千代南原遺跡木簡の位置付け—」・「居村木簡と古代の放生会・饗宴—山下信一郎・笹生衛各講演のコメント—」『相模の古代史』高志書院
- 武井紀子 2018「伊場木簡からみた地方財政」『東海の地方官衙と木簡—伊場木簡の再評価を中心に—予稿集』木簡学会・浜松市博物館
- 地域と考古学の会編 2018「愛知県・静岡県・神奈川県木簡集成図」
『静岡県と周辺地域の官衙出土文字資料と手工業生産』
- 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 2013『本村居村 A 遺跡（第6次）本村居村 B 遺跡（第4次）発掘調査報告書』
- 奈良文化財研究所 2004『古代の官衙遺跡Ⅱ遺物・遺跡編』
- 奈良文化財研究所ホームページ『木簡庫』<https://mokkanko.nabunken.go.jp/ja/>
- 林 陸朗・鈴木靖民編 1985『復元 天平諸国正税帳』現代思潮社
- 平川 南 2002「さがみの国の木簡」『神奈川県立歴史博物館総合研究報告 総合研究—さがみの国と都の文化交流』神奈川県立歴史博物館
- 藤沢市教育委員会 1997『神奈川の古代道』
- 松尾 光 1990「御成木簡の解釈」『神奈川地域史研究』第9号 神奈川地域史研究会編
- 松尾 光 1994「鎌倉の御成木簡と糒」『古代史散策 天平の木簡と文化』笠間書院
- 山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房